

F N o . 5 ・ 0 ・ 5
令和 2 年 1 月 2 7 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

地域密着型サービスにおける運営推進会議について（通知）

初春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、本市高齢者保健福祉行政の推進につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、地域密着型サービスにおいては、地域との連携等を目的として「運営推進会議」の開催が義務付けられていますが、適切に開催されていないため、実地指導において指摘される事業所が散見されています。

つきましては、別紙を参考に適切に運営推進会議を開催していただくようお願いいたします。

なお、本通知は地域密着型サービスの全事業所に送付しておりますので、既に適切な運営をされている事業所につきましては、参考送付とさせていただきます。

以 上

高齢政策課
指定・指導班
担当 大森、森
電話 042-707-7046

高齢政策課からの通知はメール配信に移行していきます

メール配信システムに未登録の場合は、至急、登録していただきますよう、お願いいたします。

<メール配信システムへの登録方法>

「介護情報サービスかながわ」<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo> から、登録してください。登録に必要な ID、パスワードは、介護保険サービスの指定通知書に同封されています。

ID、パスワードが分からない場合は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会への再発行の手続きが必要になります。(<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/70/passmail.asp> を参照してください。)

運営推進会議について

1 目的

事業所が地域住民の代表者等に対して、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的として事業所が設置します。

2 運営推進会議のメンバー

- ・利用者
- ・利用者家族
- ・地域住民の代表者（自治会、民生委員、老人クラブなど）
- ・市職員又は地域包括支援センター職員など
- ・事業について知見を有する人（客観的、専門的な立場から意見を述べるができる人。学識経験者である必要はありません。）
- ・地域の医療関係者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）

3 運営推進会議の設置が定められているサービスと開催頻度

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護・医療連携推進会議）	6月に1回
地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	2月に1回
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	

4 運営推進会議の議題

- ・活動状況の報告
- ・会議の出席者からの事業所の活動状況の評価
- ・事業所への要望、助言等

その他（参考例）

- ・状況報告（入居者（利用者）数、介護度、年齢、入退居状況）
- ・活動状況報告（納涼祭や誕生日会のような事業所内での活動、花見や初詣のような事業所外での活動、避難訓練の結果・反省、ボランティアや研修の受け入れ状況の報告）
- ・職員の研修に関する報告（事業所内の研修、外部研修への参加状況）
- ・事業所内で発生した転倒等の事故の内容や件数、対応について

- ・感染症（インフルエンザ、ノロウイルス）対策について
- ・身体拘束について
- ・自治会の催し物や避難訓練等の情報提供と入居者の参加可否の検討
- ・非常災害時の地域との連携について（消防団や自主防災隊との連携）

5 記録の作成及び公表

運営推進会議の内容は記録を作成し、公表する必要があります。（ホームページへの掲載、事業所内で外部の人にも見やすい場所への掲示など）

公表に際しては、個人を特定するような情報の掲載をしないなど、個人情報の保護に注意してください。

6 開催の手順（参考）

- （1）利用者や利用者の家族等に趣旨を説明し、構成員を決めます。
- （2）開催日、会場、次第を決めます。開催場所を事業所以外とすることも可能です。
- （3）構成員に開催通知を送付するとともに、当日の配布資料を作成します。

7 その他

運営推進会議が活発に行われている事業所に聞いてみました・・・

○地域の行事（お祭り、防災訓練、清掃など）に参加して交流を図っている。

○事業所の行事（お祭り、防災訓練、餅つきなど）に運営推進会議の委員や地域の方々を招待して普段から事業所に来てもらえる雰囲気を作っている。

○事業所の行事に合わせて会議を開催した。

○会議に合わせて、専門職が日常生活に役立つ知識のミニ講義をしている。



普段から地域と交流が図られていると、出席率が向上するとともに、活発な会議になることが期待できます。

基準の詳細については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）を参照してください。